高崎市救急医療体制整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における救急傷病者の医療の確保及び救急医療体制の整備に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、高崎市補助金等交付規則(昭和39年高崎市規則第46号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 救命救急センター 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規 定により群馬県が定める医療計画に基づき、群馬県知事の要請を受けた病院の開設者 が整備、運営する施設をいう。
  - (2) 救急告示医療機関 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条 第1項の規定により告示された医療機関をいう。
  - (3) 救急搬送患者 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項に規定する救急 隊により搬送される傷病者
  - (4) 休日 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する 休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日の午前8時から翌日の午前8時 までをいう。
  - (5) 夜間 休日以外の日の午後6時から翌日の午前8時までをいう。
  - (6) 補助事業 次条の規定により補助金の交付の対象となる事業をいう。
  - (7) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
  - (8) ドクターカー 患者監視装置等の医療機械を搭載し、医師、看護師等が同乗し、搬送途上又は傷病者が発生した場所へ出動する救急車をいう。
  - (9) SCU 厚生労働大臣が定める脳卒中ケアユニット入院医療管理料の施設基準を満たす脳卒中専用病室をいう。

(補助事業)

第3条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

事業名	事業内容

(1) 地域医療連携強化促進事業 救命救急センター専用の病床について、救急搬送 患者の受け入れ体制の充実を図ることを目的と した以下の事業 ア 救急患者転院等コーディネーター 急性期を脱した患者の円滑な転床及び転院を 行うため、救命救急センターに地域の実情に精 通した看護師、社会福祉士等の医療従事者を 「救急患者転院等コーディネーター」として配 置する。 イ 転院患者受入 救命救急センターから引き続き入院を要する 転院患者の受け入れを行う。 (2) 救急医確保等支援事業 救急告示医療機関(救命救急センターを有する医 療機関及び診療所を除く。)が、通常の日直又は当 直医のほかに、次の体制を整備する事業 ア 脳卒中、心疾患又は中等症(傷病の程度が入 院を必要とするもので重症に至らないもの)以 上の外因性疾患(以下「脳卒中等」という。)の 救急搬送患者の対応を最優先とする医師を施 設内に常時配置する。 イ 脳卒中等の救急搬送患者の診療に必要な医 師以外の看護師、診療放射線技師、臨床検査技 師、薬剤師その他の医療従事者を施設内に常時 配置する。 ウ その他市長が必要と認める体制 (3)病院群輪番制病院運営事業 昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省 医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基

づく病院群輪番制病院運営事業

休日及び夜間等に救急搬送患者(高崎市等広域消

(4) 救急患者受入促進事業

防局及び多野藤岡広域消防木部からの救急搬送 患者(転除輸送は除く。)に限る。以下同じ。)を 積極的に受け入れる事業 (5)救急医療情報システム等運用 支援事業 類論するため、救急搬送患者の最入体制を整備 し、及び群馬県統合型医療情報システムの応需情 報を1月2回以上市長が指定する時間帯に更新 する事業 (6)ドクターカー運行支援事業 教命救急センターを有する医療機関において、ド クターカーを運営する事業 (7)小児教急医療体制整備事業		
(5) 教急医療情報システム等運用 教急隊による教急機送患者の機送先選定時間を 変援事業 短縮するため、教急搬送患者の受入体制を整備 し、及び群馬県統合型医療情報システムの応需情 報を1日2回以上市長が指定する時間帯に更新 する事業 (6) ドクターカー運行支援事業 教命教急センターを有する医療機関において、ド クターカーを運営する事業 土曜日、休日及び夜間において、小児の教急患者 の診療を実施するための体制整備事業 脳卒中が疑われる教急患者の受人体制の強化を 目的とした以下の事業 ア SCU運営支援 SCUを有する医療機関において、次の条件を 満たす体制を整備する事業 (ア) 厚生労働大臣が定めるSCU施設基準を満 たすこと。 (イ) 脳疾患の教急機送患者の受入体制が常時整 備ごれていること。 (ク) 脳疾患の教急機送患者の受入体制が常時整 備ごれていること。 (エ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液 検査及び画像検査その他必要な検査が常時 実施可能であること。 (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院 後 1 時間以内の t ー P A による血栓溶解療 法その他脳卒中への専門的治療が実施可能であること。		防局及び多野藤岡広域消防本部からの救急搬送
(5) 教急医療情報システム等運用 救急隊による救急搬送患者の鍛送先選定時間を 短縮するため、教急機送患者の受入体制を整備 し、及び群馬県統合型医療情報システムの応需情 報を1日2回以上市長が指定する時間帯に更新 する事業 (6) ドクターカー運行支援事業 救命救急センターを有する医療機関において、ドクターカーを運営する事業 (7) 小児救急医療体制整備事業 脳卒中が疑われる救急患者の診療を実施するための体制整備事業 脳卒中が疑われる救急患者の受入体制の強化を 目的とした以下の事業 ア SCU運営支援 SCUを有する医療機関において、次の条件を 満たす体制を整備する事業 (ア) 厚生労働大臣が定めるSCU施設基準を満 たすこと。 (イ) 脳疾患の救急搬送患者の受入体制が常時整備されていること。 (ウ) 脳疾患の救急搬送患者の受入体制が常時整備されていること。 (ブ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液 検査及び画像検査その他必要な検査が常時 実施可能であること。 (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院 後1時間以内の t ー P A による血栓溶解療 法その他脳卒中への専門的治療が実施可能 であること。		患者(転院搬送は除く。)に限る。以下同じ。)を
支援事業     短縮するため、教急搬送患者の受入体制を整備し、及び群馬県統合型医療情報システムの応需情報を1日2回以上市長が指定する時間帯に更新する事業     教命教急センターを有する医療機関において、ドクターカーを運営する事業     (7) 小児救急医療体制整備事業    土曜日、休日及び夜間において、小児の救急患者の診療を実施するための体制整備事業     解卒中が疑われる教急患者の受人体制の強化を目的とした以下の事業ア    S C U 運営支援    S C U を有する医療機関において、次の条件を満たす体制を整備する事業    (ア) 厚生労働大臣が定めるS C U 施設基準を満たすこと。     (イ) 脳疾患の救急搬送患者の受人体制が常時整備されていること。     (ウ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液検査及び画像検査その他必要な検査が常時実施可能であること。     (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院後1時間以内の t ー P A による血栓溶解療法その他脳卒中への専門的治療が実施可能であること。		積極的に受け入れる事業
し、及び群馬県統合型医療情報システムの応需情報を1日2回以上市長が指定する時間帯に更新する事業  (6) ドクターカー運行支援事業 教命教急センターを有する医療機関において、ドクターカーを運営する事業  (7) 小児教急医療体制整備事業 土曜日、休日及び夜間において、小児の教急患者の診療を実施するための体制整備事業  (8) 脳卒中患者受人体制強化事業 脳卒中が疑われる教急患者の受人体制の強化を目的とした以下の事業 ア SCU運営支援 SCUを有する医療機関において、次の条件を満たす体制を整備する事業 (ア) 厚生労働大臣が定めるSCU施設基準を満たすこと。 (イ) 脳疾患の救急機送患者の受人体制が常時整備されていること。 (ウ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液検査及び画像検査その他必要な検査が常時実施可能であること。 (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院後1時間以内のtーPAによる血栓溶解療法その他脳卒中への専門的治療が実施可能であること。	(5)救急医療情報システム等運用	救急隊による救急搬送患者の搬送先選定時間を
報を1日2回以上市長が指定する時間帯に更新 する事業  (6)ドクターカー運行支援事業 救命教急センターを有する医療機関において、ド クターカーを運営する事業  (7)小児教急医療体制整備事業 土曜日、休日及び夜間において、小児の教急患者 の診療を実施するための体制整備事業  脳卒中が疑われる教急患者の受入体制の強化を 目的とした以下の事業 ア SCU運営支援 SCUを有する医療機関において、次の条件を 満たす体制を整備する事業 (ア)厚生労働大臣が定めるSCU施設基準を満 たすこと。 (イ)脳疾患の救急機送患者の受入体制が常時整 備されていること。 (ウ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液 検査及び画像検査その他必要な検査が常時 実施可能であること。 (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院 後1時間以内のtーPAによる血栓溶解療 法その他脳卒中への専門的治療が実施可能 であること。	支援事業	短縮するため、救急搬送患者の受入体制を整備
大多事業 教命教急センターを有する医療機関において、ドクターカーを運営する事業 土曜日、休日及び夜間において、小児の教急患者の診療を実施するための体制整備事業 脱卒中が疑われる教急患者の受入体制の強化を目的とした以下の事業 ア SCU運営支援 SCUを有する医療機関において、次の条件を満たす体制を整備する事業 (ア)厚生労働大臣が定めるSCU施設基準を満たすこと。 (イ)脳疾患の教急搬送患者の受入体制が常時整備されていること。 (ク)脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液検査及び画像検査その他必要な検査が常時実施可能であること。 (エ)脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院後1時間以内のtーPAによる血栓溶解療法その他脳卒中への専門的治療が実施可能であること。		し、及び群馬県統合型医療情報システムの応需情
(6)ドクターカー運行支援事業 教命教急センターを有する医療機関において、ドクターカーを運営する事業 土曜日、休日及び夜間において、小児の教急患者の診療を実施するための体制整備事業 脳卒中が疑われる救急患者の受入体制の強化を目的とした以下の事業 ア SCU運営支援 SCUを有する医療機関において、次の条件を満たす体制を整備する事業 (ア)厚生労働大臣が定めるSCU施設基準を満たすこと。 (イ)脳疾患の教急搬送患者の受入体制が常時整備されていること。 (ウ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液検査及び画像検査その他必要な検査が常時実施可能であること。 (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院後1時間以内のtーPAによる血栓溶解療法その他脳卒中への専門的治療が実施可能であること。		報を1日2回以上市長が指定する時間帯に更新
クターカーを運営する事業  1、小児教急医療体制整備事業  1、休日及び夜間において、小児の教急患者の診療を実施するための体制整備事業  1、「解卒中患者受入体制強化事業  1、「解疾患の事業  1、「アンターの事業  1、「アンターの事性の意味を活動を活動を表現である。  1、「アンターの事性の診療が関係を表現である。  1、「アンターの事性の診療が関係を表現である。  1、「アンターの事性の診療が関係を表現である。  1、「アンターの事性の診療が関係を表現である。  1、「アンターの事性の診療が関係を表現である。」  1、「アンターの事性の診験を表現である。」  1、「アンターの事性の意味を表現である。」  1、「アンターの事性の表現である。」  1、「アンターの事性の診験を表現である。」  1、「アンターの事性の意味を表現である。」  1、「アンターの事性の表現である。」  1、「アンターの事性の意味を表現である。」  1、「アンターの事性の表現である。」  1、アンターの事性の表現である。  1、「アンターの事性の表現である。」  1、「アンターの事性の表現である。」  1、「アンターの事性の表現である。」  1、「アンターの事性の表現である。」  1、「アンターの事性の表現である。」  1、「アンターの事性の表現である。」  1、アンターの事性の表現である。」  1、アンターの事性の表現である。  1、アンターの事性の表現である。  1、		する事業
(7) 小児救急医療体制整備事業 土曜日、休日及び夜間において、小児の救急患者の診療を実施するための体制整備事業 脳卒中が疑われる救急患者の受入体制の強化を目的とした以下の事業 ア SCU運営支援 SCUを有する医療機関において、次の条件を満たす体制を整備する事業 (ア) 厚生労働大臣が定めるSCU施設基準を満たすこと。 (イ) 脳疾患の救急搬送患者の受入体制が常時整備されていること。 (ウ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液検査及び画像検査その他必要な検査が常時実施可能であること。 (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院後1時間以内のtーPAによる血栓溶解療法その他脳卒中への専門的治療が実施可能であること。	(6) ドクターカー運行支援事業	救命救急センターを有する医療機関において、ド
の診療を実施するための体制整備事業  脳卒中患者受入体制強化事業  脳卒中が疑われる救急患者の受入体制の強化を 目的とした以下の事業  ア SCU運営支援  SCUを有する医療機関において、次の条件を 満たす体制を整備する事業  (ア) 厚生労働大臣が定めるSCU施設基準を満 たすこと。  (イ) 脳疾患の救急搬送患者の受入体制が常時整 備されていること。  (ウ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液 検査及び画像検査その他必要な検査が常時 実施可能であること。  (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院 後1時間以内のt-PAによる血栓溶解療 法その他脳卒中への専門的治療が実施可能 であること。		クターカーを運営する事業
(8) 脳卒中患者受入体制強化事業 脳卒中が疑われる救急患者の受入体制の強化を 目的とした以下の事業 ア SCU運営支援 SCUを有する医療機関において、次の条件を 満たす体制を整備する事業 (ア) 厚生労働大臣が定めるSCU施設基準を満 たすこと。 (イ) 脳疾患の救急搬送患者の受入体制が常時整 備されていること。 (ウ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液 検査及び画像検査その他必要な検査が常時 実施可能であること。 (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院 後1時間以内のt-PAによる血栓溶解療 法その他脳卒中への専門的治療が実施可能 であること。	(7) 小児救急医療体制整備事業	土曜日、休日及び夜間において、小児の救急患者
目的とした以下の事業 ア SCU運営支援 SCUを有する医療機関において、次の条件を 満たす体制を整備する事業 (ア) 厚生労働大臣が定めるSCU施設基準を満 たすこと。 (イ) 脳疾患の救急搬送患者の受入体制が常時整 備されていること。 (ウ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液 検査及び画像検査その他必要な検査が常時 実施可能であること。 (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院 後1時間以内のtーPAによる血栓溶解療 法その他脳卒中への専門的治療が実施可能 であること。		の診療を実施するための体制整備事業
ア SCU運営支援 SCUを有する医療機関において、次の条件を満たす体制を整備する事業 (ア)厚生労働大臣が定めるSCU施設基準を満たすこと。 (イ)脳疾患の教急搬送患者の受入体制が常時整備されていること。 (ウ)脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液検査及び画像検査その他必要な検査が常時実施可能であること。 (エ)脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院後1時間以内のt-PAによる血栓溶解療法その他脳卒中への専門的治療が実施可能であること。	(8)脳卒中患者受入体制強化事業	脳卒中が疑われる救急患者の受入体制の強化を
SCUを有する医療機関において、次の条件を 満たす体制を整備する事業 (ア) 厚生労働大臣が定めるSCU施設基準を満 たすこと。 (イ) 脳疾患の救急搬送患者の受入体制が常時整 備されていること。 (ウ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液 検査及び画像検査その他必要な検査が常時 実施可能であること。 (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院 後1時間以内のt-PAによる血栓溶解療 法その他脳卒中への専門的治療が実施可能 であること。		目的とした以下の事業
満たす体制を整備する事業 (ア) 厚生労働大臣が定めるSCU施設基準を満たすこと。 (イ) 脳疾患の救急搬送患者の受入体制が常時整備されていること。 (ウ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液検査及び画像検査その他必要な検査が常時実施可能であること。 (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院後1時間以内のt-PAによる血栓溶解療法その他脳卒中への専門的治療が実施可能であること。		ア SCU運営支援
(ア) 厚生労働大臣が定めるSCU施設基準を満たすこと。 (イ) 脳疾患の救急搬送患者の受入体制が常時整備されていること。 (ウ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液検査及び画像検査その他必要な検査が常時実施可能であること。 (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院後1時間以内のt-PAによる血栓溶解療法その他脳卒中への専門的治療が実施可能であること。		SCUを有する医療機関において、次の条件を
たすこと。 (イ) 脳疾患の救急搬送患者の受入体制が常時整備されていること。 (ウ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液検査及び画像検査その他必要な検査が常時実施可能であること。 (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院後1時間以内のt-PAによる血栓溶解療法その他脳卒中への専門的治療が実施可能であること。		満たす体制を整備する事業
(イ) 脳疾患の救急搬送患者の受入体制が常時整備されていること。 (ウ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液検査及び画像検査その他必要な検査が常時実施可能であること。 (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院後1時間以内のt-PAによる血栓溶解療法その他脳卒中への専門的治療が実施可能であること。		(ア) 厚生労働大臣が定めるSCU施設基準を満
備されていること。  (ウ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液 検査及び画像検査その他必要な検査が常時 実施可能であること。  (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院 後1時間以内のt-PAによる血栓溶解療 法その他脳卒中への専門的治療が実施可能 であること。		たすこと。
(ウ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液 検査及び画像検査その他必要な検査が常時 実施可能であること。 (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院 後1時間以内のt-PAによる血栓溶解療 法その他脳卒中への専門的治療が実施可能 であること。		(イ)脳疾患の救急搬送患者の受入体制が常時整
検査及び画像検査その他必要な検査が常時 実施可能であること。  (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院 後1時間以内のt-PAによる血栓溶解療 法その他脳卒中への専門的治療が実施可能 であること。		備されていること。
実施可能であること。 (エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院後1時間以内のt-PAによる血栓溶解療法その他脳卒中への専門的治療が実施可能であること。		(ウ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液
(エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院後1時間以内のt-PAによる血栓溶解療法その他脳卒中への専門的治療が実施可能であること。		検査及び画像検査その他必要な検査が常時
後1時間以内のt-PAによる血栓溶解療 法その他脳卒中への専門的治療が実施可能 であること。		実施可能であること。
法その他脳卒中への専門的治療が実施可能であること。		(エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院
であること。		後1時間以内のt-PAによる血栓溶解療
		法その他脳卒中への専門的治療が実施可能
(オ) 脳疾患患者の急性期におけるリハビリテー		であること。
		(オ)脳疾患患者の急性期におけるリハビリテー

ションが実施可能であること。

- (カ) 脳疾患の救急搬送患者の収容要請に対する 回答のうち受入不可の割合が20%を超え ないこと。
- (キ)転院後又は退院後の地域における脳卒中患者の治療を総合的に管理する地域連携診療計画を推進すること。
- イ 脳卒中患者受入強化

脳疾患の救急搬送患者の受入が常時可能である又は休日以外の日の午前9時から午後6時までの間に脳神経外科を専門とする医師その他の脳疾患に対応できる医師が常駐している医療機関において、脳疾患の救急搬送患者を積極的に受け入れる事業

#### (9) 心疾患患者受入強化事業

心疾患の救急搬送患者の受入が常時可能である 又は休日以外の日の午前9時から午後6時まで の間に循環器内科又は心臓血管外科を専門とす る医師その他の心疾患に対応できる医師が常駐 している医療機関において、心疾患の救急搬送患 者を積極的に受け入れる事業

### (10)救急患者受入体制整備事業

救急告示医療機関(救命救急センターを有する医療機関を除く。)が、次の体制を整備する事業 ア 救急搬送患者の対応をする医師を施設内に 配置する。

イ 救急搬送患者の診療に必要な医師以外の看 護師、診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師 その他の医療従事者を施設内に配置する。

ウ その他市長が必要と認める体制

(補助事業者及び基準額)

第4条 補助事業者及び基準額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請及び決定)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、救急医療体制整備補助金交付申請 書(様式第1号)に、事業計画書、予算書その他の市長が必要と認める書類を添付し、 市長が別に指定する日までに提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請について必要な審査を行い、 補助金の交付を決定したときは、救急医療体制整備補助金交付決定通知書(様式第2号) により当該申請者に通知するものとする。

(変更又は中止)

- 第6条 前条第2項の規定により交付決定を受けた補助事業者は、同条第1項の申請書に 記載した事項を変更しようとするとき又は当該補助事業を中止しようとするときは、救 急医療体制整備補助金交付決定変更申請書(様式第3号)を、市長に提出しなければな らない。
- 2 市長は、前項の規定による申請に基づき交付決定の変更をするときは、救急医療体制 整備補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとす る。

(補助金の概算払)

第7条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の交付決定を行った補助事業者に対し、前条の規定により決定した交付額の範囲内において補助事業の概算払を行うことができる。

(関係書類の保管)

第8条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業に係る書類を当該補助事業終了後 5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式は、この要綱による改正後 の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月4日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱第5条の交付の申請をした者であって、改正後の 要綱の規定により補助事業の交付の対象となる者は、既に提出した救急医療体制整備補 助金交付申請書の記載内容に変更がない場合に限り、改正後の要綱第5条の規定にかか わらず、事業計画書の提出をもって同条の申請をしたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 別表

事業区分	補助事業者	基準額
(1)地域医療連携 強化促進事業		
ア救急患者	ア 救命救急センタ	ア 1医療機関当たり
転院等コー	ーを有する医療機	月額 50,000円
ディネータ	関	(注)
<u></u>		額の算定に当たっては、各月1日現在の
		配置状況により算定するものとする。

\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			· 上 ) = 元 )
		イ 受入患者(当該年度	
受入	有する診療所	患者をいう。以下同じ。	
			3,000円
(2)救急医確保等	救急告示医療機関(救	体制整備した1医療機関	
支援事業	命救急センターを有	月額 3,	3 4 0,0 0 0 円
	する医療機関及び診	(ただし、年額4,000	万円を上限とす
	療所を除く。)	る。)	
		(注)	
		額の算定に当たっては、	各月1日現在の
		配置状況により算定する。	5
(3)病院群輪番制	病院群輪番制病院運	輪番制に参加している1	医療機関当たり
病院運営事業	営事業を実施する者	月額	50,000円
(4)救急患者受入	救急告示医療機関(救	ア 基本額	
促進事業	命救急センターを有	月額13,000円に次	により算定され
	する医療機関を除	た額を合算した額とす	る。
	⟨ 。)	(ア)休日及び夜間の受	入患者総数
		200人以下の場合	は、受入患者1
		人当たり10,000	円
		(イ) 休日及び夜間の受	入患者総数
		200人を超え50	0 人以下の場合
		は、200万円に、	受入患者が
		200人を超える部	分につき、1人
		当たり7,000円を	加算した額
		(ウ) 休日及び夜間の受	入患者総数
		500人を超える場	合は、410万
		円に、受入患者が5	00人を超える
		部分につき、1人当	たり5,000円
		を加算した額	
		イ 特別加算	
		基本額に、受入患者数	に応じて次によ
		り算定された額を加算	する。
		(ア) 夜間・休日の受入	患者数
		500人以上	250万円
		1,000人未満	2 0 0 /3   1
		1,000人以上	500万円
		1,500人未満	0 0 0 /3   1
		1,500人以上	750万円
		2,000人未満	. 3 0 /3   1
		2,000人以上	1,00万円
		(イ) 総受入患者数	

	I	
		500人以上 1,000人未満 250万円
		1,000人以上 1,500人未満 500万円
		1,500人以上 2,000人未満 750万円
		2,000人以上 1,000万円
(5)救急医療情報		1 医療機関当たり
システム等運		病院 月額 60,00円
用支援事業		診療所 月額 30,000円
(6) ドクターカー	救命救急センターを	ドクターカーの運転手の給与費等(常勤
運行支援事業	有する医療機関	職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利
		費その他市長が認めた経費)の10分の
		1 0
		(注)
		1 医療機関当たり3人まで
(7)小児救急医療	群馬県保健医療計画	ア 基本診療
体制整備事業	において地域小児科	小児入院医療について、群馬県保健医
	センターとして位置	療計画で定める地域小児科センターと
	付けられ、かつ、新生	しての役割を果たし、かつ、土曜日の午
	児 特 定 集 中 治 療 室 又	前9時から午後6時までの診療であっ
	はこれに準ずる施設	て当該診療を年50日以上実施した場
	を有する医療機関	合
		年額 2,000万円
		イ 休日及び夜間診療加算
		アのほかに、次により算定された日数
		に、診療体制整備に係る人件費等の経
		費を考慮して市長が別に定める額を乗
		じた金額を基本診療額に加算
		(ア) 夜間診療
		午後6時から翌日の午前9時までに
		おいて、群馬県が実施する小児の救
		急患者に対する診療事業で市外の医
		療機関に割り当てられた診療日(以
		下「市外医療機関当番日」という。)
		に診療を実施した日
		(イ) 休日診療
		休日(午前9時から午後6時までに
		限る。)において、市外医療機関当番
		日に診療を実施した日

		(h) 7 m/h	
		(ウ) その他	
		市長が別に定める	H H
(8)脳卒中患者受	救急告示医療機関(救	ア SCU運営支援	
入体制強化事	命救急センターを有	SCU病床3床ごと	
業	する医療機関を除	年額 7	50万円
	⟨ 。)	(注)	
		額の算定にあたって	ては、4月1日時点
		でのSCU病床数を	と基準とし、当該年
		度途中でSCU病	床が減床した場合
		は、減床した月を含	含め月割りで算定し
		た額を減額する。	
		  イ 脳卒中患者受入強	i化
		   脳疾患の救急搬送息	見者の受入患者数に
		応じて次により算定	
		50人以上	
		100人未満	100万円
		100人以上	
		150人未満	200万円
		150人以上	
		200人未満	300万円
		200人以上	
		250人未満	400万円
		250人以上	
		300人未満	500万円
		300人以上	
		350人太五	600万円
		350人从過	
			700万円
		400人未満	
		400人以上	800万円
		450人未満	
		450人以上	900万円
		500人未満	
		500人以上	1,000万円

(9)心疾患患者受	救急告示医療機関(救	心疾患の救急搬送患者の受入患者数に応		
入強化事業	命救急センターを有	じて次により算定され	た額とする。	
	する医療機関を除	25人以上	5 O T III	
	⟨ 。 )	50人未満	50万円	
		50人以上	10050	
		75人未満	100万円	
		75人以上	1.5.0 75 11	
		100人未満	150万円	
		100人以上	200万円	
		125人未満	2007	
		125人以上	250万円	
		150人未満	2300	
		150人以上	300万円	
		175人未満	3 0 0 %11	
		175人以上	3 5 0 万円	
		200人未満	0 0 0 /3   1	
		200人以上	400万円	
		225人未満	1 0 0 /3   1	
		225人以上	450万円	
		250人未満		
		250人以上	500万円	
(10)救急患者受	救急告示医療機関(救	アー体制整備加算		
入体制整備事	命救急センターを有	体制整備した1医療		
業	する医療機関を除		1,670,000円	
	< 。)	(ただし、年額2,00		
		(2) 救急医確保等支		
		たした場合に加算する	。)	
		(注)		
		額の算定に当たっては		
		配置状況により算定す	_	
		イ 救急患者受入体制		
		体制整備した1医療		
		月額 (ただし、年額500	420,000円	
		(たたし、年額500   (2) 救急医確保等す	•	
		不可とする。)	(返ず水 ( ツ 灰巾は	
		(注)		
		(任)  額の算定に当たってに	ト 各日1日租在の	
		吸い弁化にコんつしに	*、TDIUVI	

配置状況により算定する。

### 救急医療体制整備補助金交付申請書

(あて先) 高崎市長

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者職氏名)

下記のとおり補助金の交付を受けるため、高崎市救急医療体制整備補助金交付要綱第5 条の規定により申請します。

記

<u> </u>		
1 補助金申請額		円
(1) 地域医療連携強化促進事業		円
(2) 救急医確保等支援事業		円
(3)病院群輪番制病院運営事業		円
(4) 救急患者受入促進事業		円
(5) 救急医療情報システム等運用支援事業		円
(6) ドクターカー運行支援事業		円
(7) 小児救急医療体制整備事業		円
(8) 脳卒中患者受入体制強化事業		円
(9) 心疾患患者受入強化事業		円
(10) 救急患者受入体制整備事業		円
2 事業計画書及び所要額調書		
(1) 地域医療連携強化促進事業	(別紙1-1、1-2)	
(2) 救急医確保等支援事業	(別紙2-1、2-2)	
(3)病院群輪番制病院運営事業	(別紙3-1、3-2)	
(4) 救急患者受入促進事業	(別紙4-1、4-2)	
(5) 救急医療情報システム等運用支援事業	(別紙5-1、5-2)	
(6) ドクターカー運行支援事業	(別紙6)	
(7) 小児救急医療体制整備事業	(別紙7)	
(8) 脳卒中患者受入体制強化事業	(別紙8-1、8-2)	
(9) 心疾患患者受入強化事業	(別紙9)	
(10) 救急患者受入体制整備事業	(別紙10-1、10-2)	
3 補助金を必要とする理由	(別紙11)	

※申請内容に応じて、不要な文字は抹消してください。

## 高崎市救急医療体制整備補助金(地域医療連携強化促進事業) 事業計画書

(医療機関名)
---------

### 1 救急患者転院等コーディネーターの配置計画

配置計画人数						人
配置予定者	氏名	保有資格	配置期間	氏名	保有資格	配置期間
コーテ、イネーターの						
活動計画等						

<sup>※</sup>対象医療機関以外は上表に斜線を引いてください。

### 2 転院患者の受入計画

年間受入	人(前年度実績	
予定患者数	八(則十及	人)※集計が困難な場合は前々年度実績
転院患者受		
入計画の概		
要及び受入		
方針等		

<sup>※</sup>対象医療機関以外は上表に斜線を引いてください。

<sup>※</sup>受入予定患者数は、救命救急センターから引続き入院治療を要する転院患者の受入予定数を記入してください。

# 高崎市救急医療体制整備補助金(地域医療連携強化促進事業) 所要額調書

(	矢	痻	機	閗	夂	)
(	$\triangle$	7/尽	71天文	因	$\neg$	,

### 1 救急患者転院等コーディネーターの配置

配置月数	単価 (月額)	所要額
(A)	(B)	$(A) \times (B)$

<sup>※</sup>対象医療機関以外は上表に斜線を引いてください。

### 2 転院患者の受入

受入予定人数	単価(1人あたり)	所要額
(C)	(D)	(C) × (D)

<sup>※</sup>対象医療機関以外は上表に斜線を引いてください。

※受入予定人数は、救命救急センターから引続き入院治療を要する転院患者の受入予定数を記入してください。

### 高崎市救急医療体制整備補助金(救急医確保等支援事業)

## 事業計画書(1/3)

(医療機関名)	
---------	--

### 1 救急医確保計画

1 10	心区唯外可固					
医	医師を採用し	た(する	5) 年月	契約期間等		
師	医師名	性別	年齢	専門科目	(専門分野)	認定等 (専門医・指導医等)
1						
医	医師を採用し	た(する	5) 年月	日		契約期間等
師	医師名	性別	年齢	専門科目	(専門分野)	認定等 (専門医・指導医等)
2						
医	医師を採用し	た(する	5) 年月	契約期間等		
師	医師名	性別	年齢	専門科目	(専門分野)	認定等 (専門医・指導医等)
3						
匠	医師を採用し	た(する	5) 年月	月		契約期間等
医師	医師名	性別	年齢	専門科目	(専門分野)	認定等 (専門医・指導医等)
4						

<sup>※</sup>書ききれない場合は、続紙・別紙等により作成してください。

### 2 救急医療実施計画

#### 2-1 救急患者の対応計画

	-> /·ij //d· [i] [ii]						
常時対応可能 診療科目		科		科		科	科
具体的な 対応可能疾患等							
対応傷病程度	軽症		中等症		重症		
対応来院方法	救急搬送		転院搬送		ウォークイン		
画像検査体制	CT		MRI		血管連続撮影		一般撮影他
処置	緊急手術		専門的処置		応急処置		
常時対応可能期間							
(見込)							

<sup>※「</sup>常時対応可能」とは、年間を通して(拡充日が年度途中の場合にあっては当該日から年度末まで)24時間365日体制で、 当該疾患の専門医を配置し、救急対応が可能であることをいいます。

### 2-2 救急専用病床等の計画

病床数	病院全体	うち、上記2-1で常時対 応可能診療科目の傷病者を 優先的に収容する病床	左記傷病者の優先病床のうちの救急医療専用病床
	床	床	床

## 高崎市救急医療体制整備補助金(救急医確保等支援事業)

## 事業計画書(2/3)

|--|

### 2-3-1 救急業務従事者配置計画(整備前)

	2 —	3 —	1 狄	念 亲 務	<b>伙争</b> 有胜	直計画	(整佣	削 /						
			救急従事者数						(1日あたり)					
			平日						日曜・祝日・年末年始					
	啦纸			昼間		夜間				昼間			夜間	
	職種		院内	待機	٠	院内	待機	٠	院内	待機	٠-١٠	院内	待機 ,、	
			救急	病棟	オンコール	救急	病棟	オンコール	救急	病棟	オンコール	救急	病棟	オンコール
			専従	兼務	1—//	専従	兼務	1—//	専従	兼務	1—//	専従	兼務	ユール
医		師		/	/									
看	護	師		/	/									
診療	放射線	技師		/	/									
臨床	<b>F検査</b>	支師			/									
薬	剤	師		/	/									
事	務	員		/	/									
	計			/	/									
1 職	1職員1月あ 職種		種	当证	直	日直		職種		当直		F	直	
たり	) の 🖺	直	医	師		口		口	臨床検	查技師		口		口
及で	ブ日直	□	看 訁	蒦 師		回		口	薬	剤 師		回		口
数♂	)平均		診療放射	対線技師		口		口	事	務 員		口		口

### 2-3-2 救急業務従事者配置計画(整備後)

	2 —	3 <b>–</b>	乙 拟	忌果伤	促爭有阻	這一一	(登加	1友丿						
							救急従	事者数	(1月)	あたり)				
			平日						日曜・祝日・年末年始					
	吡任			昼間		夜間				昼間			夜間	
職種			院内	待機	ب داد	院内	待機	ب داد	院内	待機	، دات	院内	待機	
			救急	病棟	オン	救急	病棟	オン	救急	病棟	オン	救急	病棟	オン
			専従	兼務	コール	専従	兼務	コール	専従	兼務	コール	専従	兼務	コール
医		師		/	/									
看	護	師		/	/									
診療	放射線	技師		/	/									
臨月	ド検査:	技師		/	/									
薬	剤	師		/	/									
事	務	員		/	/									
	計				/									
1 職	員 1 月	月あ	職種		当日	当直 日直		職	種	当日	直	E	目直	
たし	りの当	直	医	師		口		口	臨床検	<b>査技師</b>		口		□
及 7	び日直	三回	看 訁	蒦 師		回		口	薬	削 師		□		巨
数0	つ平均		診療放射	対線技師		口		口	事	务 員		口		口

### 高崎市救急医療体制整備補助金(救急医確保等支援事業)

# 事業計画書(3/3)

#### (医療機関名)

### 2-4 救急搬送患者受入計画

	救急搬送患者の 受入総数	うち、高崎市等広域消防局 及び多野藤岡広域消防本部 からの救急搬送患者数	算定期間	備考
体制整備前の直近1年間の 救急搬送患者受入実績数	人	人		
体制整備後1年間の 救急搬送患者受入予定数	人	人		

	救急搬送患者の受力 (A)	予定人数	拒否率上限	【参考】拒否数上限/要	更請件数
救急搬送患者 受入予定数	(前年度実績	人 人)	25%	/	件

<sup>※ (</sup>A) 欄は、高崎市等広域消防局及び多野藤岡広域消防本部からの救急搬送患者数の「体制整備後1年間の救急搬送患者受入予定数」を転記してください。 ※「拒否数上限」は、「救急搬送患者の受入予定人数」×1.25で算出した「要請件数」の25%で算出してください。(小数点以下切り捨て)

3 救急医療体制等の整備に関する詳細計画・内容等

(救急医療体制の整備に関する詳細計画等を記入してください。)	
※書ききれない場合は、適宜続紙等により作成してください。	

<sup>※</sup>本欄に記入せず、独自に作成した救急医療体制等の詳細を記した資料を提出いただいても結構です。その場 合は、本欄に「別添資料のとおり」と記入してください。

<sup>※</sup>本事業の計画にあたっては、平成14年3月19日付け基発第0319007号厚生労働省労働基準局長通知「医 療機関における休日及び夜間勤務の適正化について」を遵守してください。

# 高崎市救急医療体制整備補助金(救急医確保等支援事業) 所要額調書

(医療機関名)	

受入予定人数	整備月数	単価(月額)	補助所要額
人			円

## 高崎市救急医療体制整備補助金 (病院群輪番制病院運営事業) 事業計画書

|--|

### 1 事業計画

実 施 日		
実 施 時 間	平日夜間	
	休日昼間	
	休日夜間	
実施場所		
参加医療機関数		施設
実施概要等		

### 2 参加医療機関一覧

	医療機関名	所在地	病床数	備考
	四次域因石	/// IL 20	711711 30	Vm · · J
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				

※病院群輪番制に参加する医療機関は、群馬県保健医療計画に基づく二次医療圏内に所在する病院に限ります。

<sup>※「</sup>休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(平成23年法律第186号)に規定する休日、年末年始(12月29日から1月3日)のことをいいます。 ※「夜間」とは、午後6時から翌朝8時までのことをいい、「昼間」とは、午前8時から午後6時までのことをいいます。

<sup>※</sup>本計画書のほか、当番病院のスケジュールが把握できる「当番病院割当表」等を実施月の前月までに提出してください。

## 高崎市救急医療体制整備補助金(病院群輪番制病院運営事業) 所要額調書

### 1 病院群輪番制病院実施計画

1 7/13 [2	参加医療機関数	補助対象医療機関数 (A)	1 医療機関あたりの 補助単価(月額) (B)	所要額 (A) × (B)
4 月				
5月				
6 月				
7月				
8月				
9月				
10 月				
11 月				
12 月				
1月				
2 月				
3 月				

2 特記	皇事項等		

### 高崎市救急医療体制整備補助金(救急患者受入促進事業)

### 事業計画書

(医猩	景機	関名	Ź.
-----	----	----	----

#### 1 休日・夜間における医療従事者等の配置計画

	(2401) 多区族化事件等の配置的国					
		休日・夜間	間における従	事者数(1	日あたり)	
mh 1=	休日昼間				夜間	
職種	院内	院内待機		院内	待機	+)/-, 1
	救急専従	病棟兼務	オンコール	救急専従	病棟兼務	オンコール
医 師						
看 護 師						
診療放射線技師						
臨床検査技師						
薬剤師						
事 務 員						
計						
人員配置に関す						
る特記事項等						

- ※日によって、従事者数に変動がある場合は、もっとも標準的な配置状況を記入してください。
- ※「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(平成23年法律第186号)に規定する休日、年末年始(12月29日から1月3日)のことをいいます。
- ※「夜間」には、休日の夜間も含みます。

### 2 休日・夜間における救急患者の対応計画(対応可否)

主な対応科目	<b></b>	科		科		科	科
傷病程度	軽症		中等症		重症		
来院方法	救急搬送		転院搬送		ウォークイン		
画像検査体制	CT		MRI		一般撮影		その他画像検査
処 置	緊急手術						
その他特筆							
すべき事項等							

◎ 可 ○ オンコール可 △ 対応可能日あり × 不可

### 3 救急搬送患者受入計画

休日・夜間年間受入見込患者数	人(前年度実績	人)※集計が困難な場合は前々年度実績
年間受入見込総患者数	人(前年度実績	人)※集計が困難な場合は前々年度実績

※患者数は、高崎市等広域消防局及び多野藤岡広域消防本部からの救急搬送患者の受入見込数を記入してください。

### 別紙4-2

## 高崎市救急医療体制整備補助金(救急患者受入促進事業) 所要額調書

/	-	VF:	TYPY	HH	H	\
(	矢	溶	機	1341	$\mathcal{L}$	)
\	$\sim$		TAX.		$\sim$	,

### 1 基本額

### (1) 基本額

体制整備予定月数	単価 (月額)	基本額
(A)	(B)	$(A) \times (B) = (C)$

### (2) 休日及び夜間の救急搬送患者の受入

受入予定人数 (D)	単価 (1人当たり) (E)	積算対象人数 (F)	患者受入に伴う予定額 (E) × (F) = (G)
人	200 人以下 (10,000 円/人)		
	201 人~500 人 (7,000 円/人)		
	501 人以上 (5,000 円/人)		
	計		

<sup>※(</sup>D)欄は、別紙4-1事業計画書3の「休日・夜間年間受入見込患者数」を転記してください。

### 2 特別加算

受入	予定人数	特別加算額	(H)
休日・夜間			
総数			
	計		

<sup>※「</sup>休日・夜間」欄は、別紙4-1事業計画書3の「休日・夜間年間受入見込患者数」を、「総数」欄は、別紙4-1事業計画書3の「年間受入見込総患者数」を転記してください。

### 3 補助所要額

基本額	特別加算	補助所要額
(C) + (G)	(H)	(C) + (G) + (H)

## 高崎市救急医療体制整備補助金 (救急医療情報システム等運用支援事業) 事業計画書

(医療機関名)	

### 1 統合型医療情報システム運用計画

		Л	芯需情報入力	7計画	1日の更新回数	特記事項等
		朝	タ	その他	11日の史利四級	村記事項等
平	П					
休	П					

※当直予定の登録は、毎日午後6時までに入力してください。その際、なるべく当直医師の氏名も併せて	、併せて入け	その際 たろべく当直医師の氏名も併せて入力	てください
---	--------	-----------------------	-------

0	群馬県統合型医療情報システムの応需情報の更新のほかに、当直医師の氏名も登録することで、	「休日·	夜間救急
	搬送患者応需情報月間予定表(報告様式第4号)」の提出を省略することができます。		

$\rightarrow$		

<sup>※</sup>応需情報の更新(入力)は、毎日朝・夕の2回の更新を最低条件とします。

<sup>※</sup>応需情報の更新(入力)時間については、原則として、朝は午前9時まで、夕刻は午後6時までに更新(入力)するものとします。

<sup>※「</sup>休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(平成 23 年法律第 186 号)に規定する休日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日) のことをいいます。

<sup>※</sup>群馬県統合型医療情報システムの運用のほか、翌月の夜間及び休日における救急搬送患者の受入体制について、「休日・夜間救急搬送 患者応需情報月間予定表(報告様式第4号)により、実施月の前月の25日までに報告してください。

# 高崎市救急医療体制整備補助金 (救急医療情報システム等運用支援事業) 所要額調書

(医療機関名)	

実施予定月数	病院・診療所区分	単価 (月額)	所要額
(A)	707年 607年7月62月	(B)	$(A) \times (B)$

<sup>※「</sup>実施予定月数」は、群馬県統合型医療情報システムの1日2回以上の更新及び「休日・夜間救急搬送患者応需情報月間予定表(報告様式第4号)」の報告を実施する予定月数の合計を記入してください。

# 高崎市救急医療体制整備補助金 (ドクターカー運行支援事業) 事業計画書及び所要額調書

(医療機関名)	

### 1 運転手確保計画

海	運転手を採用する	(した)	年月日		契約期間等	
運転ご	運転手名	性別	年齢	免許証取得年月日	免許	証の種類
手 1						
海	運転手を採用する	(した)	年月日		契約期間等	
運転	運転手名	性別	年齢	免許証取得年月日	免許	証の種類
手 2						
海	運転手を採用する	(した)	年月日		契約期間等	
運転	運転手名	性別	年齢	免許証取得年月日	免許	証の種類
手 3						

### 2 所要額調書

	給与費	時間外手当等	法定福利費	計
運転手1				
運転手2				
運転手3				
計				

# 高崎市救急医療体制整備補助金(小児救急医療体制整備事業) 事業計画書及び所要額調書

(医療機関名)	

### 1 土曜診療計画書

該当日数	予定日数	特記事項等
日	Ħ	

## 2 休日及び夜間加算計画書

別添のとおり

※群馬県が実施する小児の救急患者に対する診療事業の当番表等を添付してください。

### 3 所要額調書

		実施予定日数	所要額
土曜	診療		
休日	及び夜間加算		
	休日		
	夜間		
	その他		
	計		

### 別紙8-1

# 高崎市救急医療体制整備補助金(脳卒中患者受入体制強化事業) 事業計画書(1/2)

	_(医療機関名)							
1 SCU運営支援 (1)SCU病床数床 (前年度のSCU病床稼働率%) ※厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出したSCU設置に係る届出書の写しを添付してください。								
(2) SCU荠	付応状況							
具体的な対応	脳梗塞 脳出血 くも膜下出血							
可能疾患等	その他( )							
			24 時間 36	55 日可	: ○ 平	日昼間の	み可:△ 不	可:×
画像検査体制	СТ	M	IRI	脳.	血管造影装置	置	超音波診断装置	1
処	開頭手術	脳内血	腫摘出術	脳!	動脈瘤被包征	<b></b>		
置	脳動脈瘤クリッピング術	急性期脳	血管内治療	経前	₩ t · P A 投与	術		
急性期の具体								
的なリハビリ								
内容								

## (3) SCU従事者配置計画

	SCU従事者数(1日あたり)										
			平日				日日	翟・祝日	・年末	年始	
職種	昼	間		夜間			昼間		夜間		
	院内	待機	院内	待機	オン	院内	待機	オン	院内	待機	オン
	専従	兼務	専従	兼務	コール	専従	兼務	コール	専従	兼務	コール
医 師											
看 護 師											
臨床検査技師											
診療放射線技師											
薬剤師											
理学療法士											
作業療法士											
計											

#### 別紙8-1

## 高崎市救急医療体制整備補助金(脳卒中患者受入体制強化事業) 事業計画書(2/2)

(医療機関名)	

### (4) 脳疾患の救急搬送患者受入数等

	救急搬送患者の受入見込人数	拒否率上限	【参考】拒否数上限/要請件数
脳疾患の救急搬送患	人	200/	/
者受入見込数等	(前年度実績 人)	20%	/ 14

<sup>※「</sup>拒否数上限」は、「救急搬送患者の受入人数」×1.25で算出した「要請件数」の20%で算出してください。(小数点以下切り捨て)

### (5) 地域医療連携診療計画

(5) -1 脳卒中関係診療報酬件数

脳卒中に係る地域連携診療計	件 (前年度実績	件
画管理料請求見込件数	什 (削斗及夫領	)

### (5) -2 脳卒中関係地域連携内容

(急性期~回復期~在宅に関するは	地域連携体制等を記入してください。)
------------------	--------------------

### 2 脳卒中患者受入強化

### (1) 脳疾患患者受入患者数

年間受入見込総患者数	人(前年度実績	人)※集計が困難な場合は前々年度実績
------------	---------	--------------------

<sup>※</sup>患者数は、高崎市等広域消防局及び多野藤岡広域消防本部からの脳疾患の救急搬送患者の受入見込数を記入してください。

### (2) 脳疾患患者受入体制

		9.4 時間 9.6 章 口 可能		- 東ロ見胆のも可	4 数模利日	昼間		
	24 時間 365 日 可能		平日昼間のみ可	<sup>  </sup>   診療科目	夜間			
	対応す	可能疾患等	脳梗塞	脳出血	くも膜下出血		頭部外傷	

<sup>※</sup>診療科目は、脳疾患の救急搬送患者を受け入れる場合の主な診療科目を記入してください。

# 高崎市救急医療体制整備補助金(脳卒中患者受入体制強化事業) 所要額調書

### (医療機関名)

### 1 SCU運営支援

SCU運営支援単価	SCU病床数/3	予定額
(A)	(B)	$(A) \times (B) = (C)$
7,500,000 円	床/3	円

### 2 脳卒中患者受入強化

受入予定人数	予定額
(D)	(E)
人	円

% (D) 欄は、別紙8-1事業計画書2 (1) の「年間受入見込総患者数」を転記してください。

### 3 補助所要額

1 予定額 (C)	2 予定額 (E)	補助所要額 (C) + (E)
円 円	円	円

# 高崎市救急医療体制整備補助金(心疾患患者受入強化事業) 事業計画書及び所要額調書

(医療機関名)		

### 1 心疾患患者受入強化

### (1) 心疾患患者受入患者数

年間受入見込総患者数	人(前年度実績	人)※集計が困難な場合は前々年度実績
------------	---------	--------------------

※患者数は、高崎市等広域消防局及び多野藤岡広域消防本部からの心疾患の救急搬送患者の受入見込数を記入してください。

### (2) 心疾患患者受入体制

	0.4 時間 9.05	] 365 日可能 平日昼間のみ可能   診療科目		昼間				
24 時間 365 日可能		-	平口昼間のみり		夜間			
交	<b>计応可能疾患等</b>	心筋梗塞		狭心症	心不全		大動脈瘤 大動脈解離	

<sup>※</sup>診療科目は、心疾患の救急搬送患者を受け入れる場合の主な診療科目を記入してください。

### 2 所要額調書

受入予定人数 (A)	補助所要額
人	円

※(A)欄は、1(1)の「年間受入見込総患者数」を転記してください。

## 事業計画書(1/3)

### 1 救急医療実施計画

### 1-1 救急患者の対応計画

対応可能診療科目		科		科		科	科
具体的な 対応可能疾患等							
対応傷病程度	軽症		中等症		重症		
対応来院方法	救急搬送		転院搬送		ウォークイン		
画像検査体制	CT		MRI		血管連続撮影		一般撮影他
処置	緊急手術		専門的処置		応急処置		
対応可能期間							
(見込)							

<sup>※ (2)</sup> 救急医確保等支援事業の申請をしている医療機関は、上表に斜線を引いてください。

### 1-2 救急専用病床等の計画

病床数	病院全体	うち、上記1-1で対応可 能診療科目の傷病者を優先 的に収容する病床	左記傷病者の優先病床の うちの救急医療専用病床
	床	床	床

<sup>※(2)</sup>救急医確保等支援事業の申請をしている医療機関は、上表に斜線を引いてください。

## 事業計画書(2/3)

### (医療機関名)

### 1-3-1 救急業務従事者配置計画(整備前)

		救急従事者数 (1日あたり)										
	平日					日曜・祝日・年末年始						
職種		昼間		昼間 夜間				昼間		夜間		
1取作	院内	待機	4)/	院内	待機	417	院内	待機	4),	院内	待機	417
	救急	病棟	オン コール	救急	病棟	オンコール	救急	病棟	オンコール	救急	病棟	オン コール
	専従	兼務	ユール	専従	兼務	ユール	専従	兼務	ユール	専従	兼務	J—//
医 師												
看 護 師												
診療放射線技師												
臨床検査技師												
薬剤師												
事 務 員												
計												
1職員1月あ	職	種	当日	直	F	直	職	種	当日	直	E	直
たりの当直	医	師		口		口	臨床検	査技師		口		口
及び日直回	看 誰	隻 師		回		口	薬	削 師		口		口
数の平均	診療放射	付線技師		□		口	事系	务 員		口		口

<sup>※(2)</sup>救急医確保等支援事業の申請をしている医療機関は、上表に斜線を引いてください。

### 1-3-2 救急業務従事者配置計画(整備後)

	•		2 10		<b>从于</b> 有 II									
				救急従事者数 (1日あたり)										
			平日				日曜・祝日・年末年始							
п	₩.1£			昼間		夜間		昼間		夜間				
月 	<b></b>		院内	待機	ب داد	院内	待機	ب داد	院内	待機	٠	院内	待機	با حاد
			救急	病棟	オンコール	救急	病棟	オン	救急	病棟	オン	救急	病棟	オン
			専従	兼務	コール	専従	兼務	コール	専従	兼務	コール	専従	兼務	コール
医		師												
看	護	師												
診療抗	対射線	技師												
臨床	検査	支師												
薬	剤	師												
事	務	員												
	計													
1職員	員1月	あ	聑	<b>遠種</b>	当日	直	E	直	職	種	当日	直	F	直
たり	の当	直	医	師		口		口	臨床検	查技師		口		口
及び	日直	回	看	護 師		回		口	薬	剤 師		回		口
数の	平均		診療放	射線技師		回		口	事	務 員		回		口

<sup>※ (2)</sup> 救急医確保等支援事業の申請をしている医療機関は、上表に斜線を引いてください。

## 事業計画書(3/3)

(医療機関名)		

### 1-4 救急搬送患者受入計画

	救急搬送患者の 受入総数	うち、高崎市等広域消防局 及び多野藤岡広域消防本部 からの救急搬送患者数	算定期間	備考			
体制整備前の直近1年間の 救急搬送患者受入実績数	人	人					
体制整備後1年間の 救急搬送患者受入予定数	人	人					

2	救刍医	痞 休 制	(	敷借	に関す	ス詳組	計画:	内容等
$\Delta$		7年 14 田山	〒 Vノ	70 1/11	/C I=I 9	<ul><li>(a) n→ か</li></ul>	шніші	

(救急医療体制の整備に関する詳細計画等を記入してください。)					
※書ききれない場合は、適宜続紙等により作成してください。					

<sup>※</sup>本欄に記入せず、独自に作成した救急医療体制等の詳細を記した資料を提出いただいても結構です。その場合は、本欄に「別添資料のとおり」と記入してください。

<sup>※</sup>本事業の計画にあたっては、平成 14 年 3 月 19 日付け基発第 0319007 号厚生労働省労働基準局長通知「医療機関における休日及び夜間勤務の適正化について」を遵守してください。

### 所要額調書

### 1 体制整備加算

受入予定人数	整備月数	単価(月額)	補助所要額
人			円

<sup>※</sup>対象医療機関以外は上表に斜線を引いてください。

### 2 救急患者受入体制整備

受入予定人数	整備月数	単価 (月額)	補助所要額
人			円

<sup>※</sup>対象医療機関以外は上表に斜線を引いてください。

<sup>※</sup>補助金の上限額は、年額 20,000,000 円です。

<sup>※</sup>補助金の上限額は、年額 5,000,000 円です。

<sup>※(2)</sup>救急医確保等支援事業との併用はできません。

## 高崎市救急医療体制整備補助金を必要とする理由書

	(医療機関名)
補助金を必要とする理由	

### 様式第2号

(指令番号)

住 所 氏 名

### 救急医療体制整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けの補助金交付申請に対して、次のとおり補助金の交付の 決定をしましたので通知します。

年 月 日

	高崎市長	印
1 交付額		П
(1)地域医療連携強化促進事業		円
(2) 救急医確保等支援事業		円
(3) 病院群輪番制病院運営事業		円
(4) 救急患者受入促進事業		円
(5) 救急医療情報システム等運用支援事業		円
(6) ドクターカー運行支援事業		円
(7) 小児救急医療体制整備事業		円
(8) 脳卒中患者受入体制強化事業		円
(9) 心疾患患者受入強化事業		円
(10) 救急患者受入体制整備事業		円

#### 2 条件

- (1)補助事業等の完了後1か月以内に事業報告書及び決算書又は収支精算書を提出して ください。
- (2)補助事業者等が法人その他の団体である場合は、補助事業等の会計監査後速やかに、 会計監査報告書又は会計監査をした旨の書類を提出してください。
- (3)補助の目的に反するときは、補助金等の一部又は全部の返還を命ずることがあります。
- (4) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じてください。
- (5) 事業が長期にわたるものは、中途において事業経過報告書を提出してください。
- (6) 高崎市補助金等交付規則第9条の規定により報告を求めた場合は、市長が指示する 書類を提出してください。

### 救急医療体制整備補助金交付決定変更申請書

(あて先) 高崎市長

住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者職氏名)

年 月 日付けの補助金交付決定に対して、次のとおり変更したいので、高崎 市救急医療体制整備補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

	交付決定額	変更後申請額
1 補助金の額	円	円
(1) 地域医療連携強化促進事業	円	円
(2) 救急医確保等支援事業	円	円
(3)病院群輪番制病院運営事業	円	円
(4) 救急患者受入促進事業	円	円
(5) 救急医療情報システム等運用支援事業	円	円
(6) ドクターカー運行支援事業	円	円
(7) 小児救急医療体制整備事業	円	円
(8) 脳卒中患者受入体制強化事業	円	円
(9)心疾患患者受入強化事業	円	円
(10)救急患者受入体制整備事業	円	円
2 変更又は中止の理由		

(添付書類)

変更する場合にあっては、変更後の内容を明らかにした書類

### 様式第4号

(指令番号)

住 所 氏 名

高崎市長

印

### 救急医療体制整備補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けの補助金交付決定変更申請に対して、次のとおり補助金 の交付決定の(変更・中止)の決定をしましたので通知します。

年 月 日

円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円

### 2 条件

- (1)補助事業等の完了後1か月以内に事業報告書及び決算書又は収支精算書を提出して ください。
- (2)補助事業者等が法人その他の団体である場合は、補助事業等の会計監査後速やかに、 会計監査報告書又は会計監査をした旨の書類を提出してください。
- (3) 補助の目的に反するときは、補助金等の一部又は全部の返還を命ずることがあります。
- (4) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じてください。
- (5) 事業が長期にわたるものは、中途において事業経過報告書を提出してください。
- (6) 高崎市補助金等交付規則第9条の規定により報告を求めた場合は、市長が指示する 書類を提出してください。